

## 教育制度

スイスの教育制度は個人が継続して能力を伸ばしつづけることができるのが特徴です。中でも職業訓練に重点がおかれています。職業訓練はスキルアップや大学・カレッジへの進学的基础となります。

### 仕組 ・ 管轄

スイスの教育制度は大きく3段階に分けられます。

- 義務教育学校[Volksschule: Kindergarten, Primarschule und Sekundarstufe I] (Volksschule: Kindergarten, Primarschule und Sekundarstufe I)
- 職業基礎訓練または高等学校 [Sekundarstufe II] (Sekundarstufe II)
- カレッジ・総合大学または高等職業訓練[Tertiärstufe] (Tertiärstufe)

スイスでは教育は主に公共体に任されており、直接の運営、権限は連邦(ブント)、州(カントン)、地方自治体(ゲマインデ)が分担します。したがって、教育システムは州ごとに変わります。

### 就学の義務

Basel-Landschaft州では4歳から11年間、義務教育を受けます。子どもを連絡および理由なしに学校に出席させなかった保護者は処罰の対象となります。16歳以下で転入した青少年は義務教育を受ける権利があります。この年齢を超えてから転入した若者に対しては、職業情報センター[BIZ] (BIZ)で他の教育機会について情報を提供しています。16~18歳の難民には特別な規定が適用されます。

### 義務教育後の進路

義務教育を終えたあともほとんどの生徒が進学します。特に職業基礎訓練(職業研修Berufslehre)を受ける生徒が多く、のちに高等職業訓練へと進むことができます。職業研修中または終了後に職業系高等教育進学資格[Berufsmaturität] (Berufsmaturität)もしくは専門高等教育進学資格[Fachmaturität] (Fachmaturität)を取得すると、カレッジ[Fachhochschule] (Fachhochschule)へ進学することができます。高等学校(ギムナジウム)で大学入学資格[gymnasiale Maturität] (gymnasiale Maturität)を取得するのは全体の20%程度で、この生徒は、直接、総合大学へ進学することができます。

### 奨学金

奨学金(Stipendien)を受けると、義務教育終了後、学校や職業訓練に通う際の経済負担が軽減されます[Basel-Landschaft]。Basel-Landschaft州に住む外国籍の学生も奨学金を受けることができますが、学生とその両親の国籍、滞在状況によります。詳細は州当局の教育義援金課(Abteilung Ausbildungsbeiträge)までお問い合わせください。

詳細（リンク、連絡先、冊子、リーフレット）

[www.hallo-baselland.ch/ja/school-and-education/education-system](http://www.hallo-baselland.ch/ja/school-and-education/education-system)